

「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」取りまとめにおいて
景品表示法への課徴金制度導入に関して論点とされた事項等

論点とされた事項一覧

1. 趣旨・目的
 - ・ 課徴金制度の趣旨・目的をどのように考えるか。
2. 要件
 - 対象事案
 - ・ 対象となる不当表示の範囲をどう考えるか。
 - ・ 主観的要件の内容をどう考えるか。
 - ・ 規模基準の要否及び水準をどう考えるか。
3. 課徴金額
 - 算定方法
 - ・ 適切な算定方法をどう考えるか。
 - ▶ 必要・合理的な算定方法をどう考えるか。
 - ▶ 賦課金額の算定の対象期間をどう考えるか。
 - ▶ 除斥期間をどう考えるか。
 - 加算・減算・減免措置
 - ・ 反復違反者等への加算措置や自主申告者等への減免措置の要否及び内容をどう考えるか。
4. 裁量性
 - ・ 法適用、課徴金額算定等に関する裁量性をどう考えるか。
5. 執行手続
 - 調査権限、手続保障、徴収手続等
6. 被害回復の観点
 - ・ 被害回復の観点からの制度設計をどう考えるか。

1 総論(趣旨・目的)

趣旨・目的

○ 制度の趣旨・目的をどのように考えるか。

【行政手法研究会取りまとめ】

景品表示法が消費者法体系に位置付けられたことを前提として、消費者庁の任務の一つである消費者の自主的かつ合理的な選択の確保のために、それを阻害するおそれのある不当表示を実効的に抑止するための措置としての賦課金制度を位置付けることができると考えられる。このような整理は、消費者政策と独占禁止政策(競争政策)は相互に密接に関連しており、両政策を一体的に促進するという視点が重要という理解とも整合する。

【平成20年改正法案】

違反行為者の「やり得」を防止することを通じて、不当表示に対して十分な抑止力が担保されるようにするため、不当表示を行った事業者に対して課徴金の納付を命ずる制度を導入する。

2 要件①(対象事案)

対象事案

○ 対象となる不当表示の範囲をどう考えるか。

【行政手法研究会取りまとめ】

制度の趣旨・目的及び不当表示事案の現状・・・を踏まえ、対象事案をどのように絞り込むかについて検討を行う必要がある。具体的には、不当表示の程度及び範囲並びに被害拡大のおそれが大きな場合・・・であって、相当程度のやり得が残るような事案などを対象とすることが考えられる(その際、事業の性格を考慮し、事業活動が萎縮しないよう配慮する必要がある。)が、事案の絞り込みについては、過去の不当表示事案などを分析して、検討する必要がある。

【平成20年改正法案】

優良誤認(第4条第1項第1号)及び有利誤認(同項第2号)

※ 不実証広告規制(第4条第2項)及び指定告示規制(同条第1項第3号)は、対象としていない。

不実証広告規制：優良誤認に該当する表示か否かを判断するため必要があると認めるときは、事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めことができ、事業者が合理的な根拠を示す資料を提出しない場合には、当該表示を優良誤認表示とみなすもの

指定告示規制：商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定する表示を規制するもの

2 要件②(対象事案)

対象事案

○ 主観的要件の内容をどう考えるか。

【行政手法研究会取りまとめ】

一定の主観的要件が認められるような場合であって、相当程度のやり得が残るような事案などを対象とすることが考えられる

【平成20年改正法案】

不当表示について故意・重過失がある場合のみを対象としている。

※ 不当表示に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を著しく怠った者でないと認められるときは、課徴金の納付を命ずることができない。

【現行の課徴金制度】

- ・ 独占禁止法：課徴金納付命令の要件には、主観的要件を設けていない。
- ・ 金融商品取引法：課徴金納付命令の要件には、主観的要件を設けていない。
- ・ 公認会計士法：故意・重過失を課徴金納付命令の要件とし、故意がある場合には課徴金額を加算。

2 要件③(対象事案)

対象事案

○ 規模基準の要否及び水準をどう考えるか。

【行政手法研究会取りまとめ】

不当表示の程度及び範囲並びに被害拡大のおそれが大きき場合…であつて、相当程度のやり得が残るような事案などを対象とすることが考えられる

【平成20年改正法案】

賦課金額の下限を300万円(売上額1億円)としている。

【現行の課徴金制度】

- ・ 独占禁止法：課徴金額の下限を100万円としている。
- ・ 金融商品取引法：規模基準は規定されていない(1万円未満の場合には納付命令はできない。)
- ・ 公認会計士法：規模基準は規定されていない(1万円未満の場合には納付命令はできない。)

3 賦課金額①(算定方法)

算定方法

○ 適切な算定方法をどう考えるか。

・ 必要・合理的な算定方法をどう考えるか。

【行政手法研究会取りまとめ】

制度の趣旨・目的(制度の目的について、違法行為の防止と考えるのか、それに限らず被害救済をも含むのか等)を踏まえ、その目的達成のために必要・合理的な賦課金額の算定方法を定めることが必要である。売上額に一定の比率を乗じるような算定方法も考えられるが、不当表示事案には様々な態様があることから、このような一律の算定方法が妥当かどうかについても検討を行う必要がある。

【平成20年改正法案】

賦課金額は、売上額の3%(業種別算定率・中小企業軽減率は設けていない。)

・ 賦課金額の算定の対象期間をどう考えるか。

【平成20年改正法案】

算定期間：不当表示をした日から、当該不当表示が不正に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められなくなる日まで

算定期間の上限：3年間

・ 除斥期間をどう考えるか。

【平成20年改正法案】

違反行為がなくなった日から5年

3 賦課金額②(加算・減算・免除措置)

加算・減算・免除措置

○ 反復違反者等への加算措置や自主申告者等への減免措置の要否及び内容をどう考えるか。

【平成20年改正法案】

規定なし

【現行の課徴金制度】

- ・ 独占禁止法：反復違反者に対する加算措置、早期離脱者に対する減算措置、自主申告者に対する減免措置が規定されている。
- ・ 金融商品取引法：反復違反者に対する加算措置、自主申告者に対する減算措置が規定されている。
- ・ 公認会計士法：一定の戒告・業務停止、解散命令等を行う場合であって、課徴金の賦課が適当でないと思われるときは、命じないことができる。

4 裁量性

裁量性

○ 法適用、課徴金額算定等に関する裁量性をどう考えるか。

【行政手法研究会取りまとめ】

裁量的又は非裁量的のいずれの制度として設計するかについては、現行の制度・・・を参考としつつ、簡易迅速に行政処分を行う必要性や、賦課金の納付命令による執行負担などを考慮する必要がある

【平成20年改正法案】

非裁量的・画一的な制度

【現行の課徴金制度】

独占禁止法：非裁量的・画一的な制度

金融商品取引法：非裁量的・画一的な制度

公認会計士法：裁量性が一部導入(一定の場合に課徴金納付命令を行わないことができる。)

5 執行手続①(調査権限)

調査権限

【行政手法研究会取りまとめ】

課徴金制度が定められている独占禁止法、金融商品取引法、公認会計士法における調査権限(出頭命令、審尋、報告徴収、立入検査、提出命令等)も参考としながら、必要となる調査権限を検証し、導入する必要がある。もっとも、行政による調査権限は、最終的には行政処分等を行い、行政目的を達成するための手段であるから、その目的の範囲内で認められるものであり、調査を受ける事業者の利益保護も考慮しつつ検討する必要がある。

【平成20年改正法案】

独占禁止法の事件調査の規定を一部準用

- ※ 排除措置命令に関する調査権限と同様
 - ・ 事件関係人又は参考人への審尋等
 - ・ 鑑定人による鑑定
 - ・ 帳簿書類等の提出命令
 - ・ 立入検査

5 執行手続②(手続保障・徴収手続)

手続保障

【行政手法研究会取りまとめ】

賦課金制度は、事業者に対して金銭的不利益を賦課するものである。賦課金の納付命令に対する不服申立ては取消訴訟によるが、事前手続保障の観点からは、一定の事前手続を定めておく必要がある。その際、現行の制度を参考としつつ、一定の事前手続を定める等の結果として事件処理が長期化する可能性があることを踏まえ、措置命令及び賦課金制度の執行体制を十分整える必要があることに留意すべきと考えられる。

【平成20年改正法案】

事前の弁明の機会の付与

※ 行政手続法は、金銭的不利益処分については事前手続を必要としていないが(第13条第2項第4号)、政策的判断から、事前手続として排除命令と同様に弁明の機会を付与することとされた。

徴収手続

【行政手法研究会取りまとめ】

課徴金制度が定められている独占禁止法は、国税滞納処分の例によることとされ、金融商品取引法及び公認会計士法は、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令に従うこととされていることとされている。これらを参考としながら、必要・適切な徴収手続について検討する必要がある。

【平成20年改正法案】

国税滞納処分の例による。

6 被害回復の観点

被害回復の観点

○ 被害回復の観点からの制度設計をどう考えるか。

【行政手法研究会取りまとめ】

- ・ 消費者法分野では、被害の防止と並び、被害を受けた消費者の救済(被害回復)が重要である。事業者が賦課金を納付することにより、被害者に対する被害回復のための原資が無くなるとすれば、被害回復が図られなくなることに注意が必要である。

- ・ 消費者法分野では、被害を受けた消費者の救済(被害回復)が重要である。
したがって、納付された賦課金を配分することが考えられるが、現在の課徴金制度では、納付された課徴金は国庫に帰属することとされ、これを被害者に配分するという制度とはされていない。被害者への配分については、不当表示事案を対象とする場合、個別的な損害額の算定が困難なものもあり、その場合は、配分にはなじみにくいと考えられるほか、個別の損害の算定が可能だとしても、配分のための費用を要すること(賦課金制度の対象事案によっては、配分額よりも配分のための費用の方が高額となり得る場合もある。)なども考慮する必要がある。

他方、事業者が消費者に対して、違法行為を行ったことに対する一定の金銭(見舞金、解決金等)を支払った場合、かかる金銭の額を行政庁が納付を命じる賦課金の額から控除するという制度設計は考えられる。もっとも、その場合、事業者が消費者に金銭を支払った事実を行政庁が確認する必要がある(そのための実作業が発生する)と考えられること、事業者が自らの従業員等を被害者に仕立て、高額な金銭を支払って賦課金からの控除を求めるなどの脱法的行為を行うおそれがあること等、制度運用上の課題を踏まえた検討が必要となる。